建築申請memo 2025

―お詫びと訂正―

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

次の通りご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

2025年12月

新日本法規出版株式会社

資料番号24-2（赤字部分が訂正箇所）

㊟▶建法35の２，▶建令112他　　内装制限（緩和規定による場合の内装制限①）　　内装制限　**24－2**

●その他の規定で内装制限のあるもの　　下表中　○：準不燃　×：不　燃　－：制限なし　▶建令112，120，123，126の２，128の３，129の13の３　▶H12建告1436

対象部分		内装制限をすることにより緩和される事項		天井・壁の内装制限 下地	天井・壁の内装制限 仕上	関係法令（ただし書等）
(1)	準耐火建築物の区画	体育館・工場・階段室の区画の免除		－	○	▶建令112－６
(1)	11階以上の100㎡の区画	200㎡の区画に緩和		○*	○*	▶建令112－８
(1)	11階以上の100㎡の区画	500㎡の区画に緩和		×	×	▶建令112－９
(1)	吹抜き等の区画（竪穴）	避難階の直上階又は直下階のみに通じる部分の区画免除		×	×	▶建令112－11
(2)	直通階段への歩行距離制限	主要構造部が準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料の建築物について10m延長（15階以上の居室を除く。）		－	○*	▶建令120－２
(3)	避難・特別避難階段の階段室・階段室の付室・非常用エレベーターの乗降ロビー	緩和なし		×	×	▶建令123 ▶建令129の13の３
(4)	排煙設備の必要な部分	高さ≦31mの建築物の排煙設備	居室等に面する開口部に防火設備を設けた室の排煙免除	－	○	▶建令126の２ ▶H12建告1436
(4)	排煙設備の必要な部分	高さ≦31mの建築物の排煙設備	100㎡以下で防煙壁により区画された室の排煙免除	－	－	▶建令126の２ ▶H12建告1436
(4)	排煙設備の必要な部分	高さ≦31mの建築物の排煙設備	50㎡（天井３m以上の場合は100㎡）以内で一定基準による防火区画された居室の排煙免除	－	(○)	▶建令126の２ ▶H12建告1436
(4)	排煙設備の必要な部分	高さ≦31mの建築物の排煙設備	100㎡以内ごとに一定基準による防火区画された居室の排煙免除	－	○	▶建令126の２ ▶H12建告1436
(4)	排煙設備の必要な部分	高さ≦31mの建築物の排煙設備	100㎡以下の居室の排煙免除	~~○~~	~~○~~	▶建令126の２ ▶H12建告1436
(4)	排煙設備の必要な部分	高さ＞31mの建築物の排煙設備	100㎡以下で一定基準による防火区画された室の排煙免除	－	○	▶建令126の２ ▶H12建告1436
(5)	地下街	地下道	緩和なし	×	×	▶建令128の３
(5)	地下街	各構えの100㎡区画	(1)の11階以上の部分と同じ扱い			▶建令128の３

memo.　＊……床面から1.2m以下の部分は適用されない。

●難燃材料でした内装の仕上げに準ずる場合　　▶建法35の２，▶建令128の４，128の５　▶H12建告1439

居室の壁の仕上げを木材等でする場合，一定の措置をすれば，難燃材料により内装制限をした居室と同等以上として扱われることになった。
今まで，居室の壁は木材の壁仕上げをしようとする場合，1.2m以下の部分や自動式スプリンクラー設備等と建令126条の３による排煙設備をあわせて設けた部分しかできなかったけれども，告示により下記のように一部の緩和が認められることになった。

●特例扱いを受けられる居室
(1)　劇場・映画館・病院・ホテル・物販店舗・飲食店・遊技場など，特殊建築物の当該各用途に供する居室
(2)　階数≧３で，延べ面積＞　500㎡の建築物の居室
(3)　階数＝２で，延べ面積＞1,000㎡の建築物の居室
(4)　階数＝１で，延べ面積＞3,000㎡の建築物の居室

●特例扱いを受けるための措置
(1)　天井（天井のない場合は屋根）の仕上げを準不燃材料とすること
(2)　壁の仕上げを木材・合板・構造用パネル，パーティクルボード・繊維板でし，木材の表面仕上げに火炎伝搬を著しく助長させるような溝等が設けられていないこと
(3)　木材等の取付方法は，木材の厚さ10㎜未満の場合は難燃材料の壁に直接取り付けること
（以下　略）